

鳥取県公報

目 次

- ◇規則 鳥取県漁業申請等手数料規則の一部改正
鳥取県狩獵関係手数料徴収規則の一部改正
鳥取県改良普及員資格試験審査委員規程制定
- ◇告示 土地改良区の定款変更認可
土地改良事業計画の認可
買収令書交付不能一覽表
積雪寒冷單作地帯農業振興施設補助金交付規程の一部改正
土地改良区より理事の氏名、住所の届出
土地改良区設立の認可
土地改良事業計画の認可
右 同
- ◇人委規則 給料の支給期日の特例に関する規則の廃止
- ◇教委告示 昭和二十八年年度県立高等学校入学者選抜要綱
昭和二十八年年度県立高等学校入学者選抜学力

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

◇正 誤 検査実施要綱
昭和二十七年十月十日鳥取県告示第四百七十七号中訂正

規 則

鳥取県漁業申請等手数料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年二月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第九号

鳥取県漁業申請等手数料規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業申請等手数料規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一條第四号から第十二号までを次のように改める。

四 漁業法第二十二條第一項の規定に基く漁業権分割又は変更免許申請手数料 七百円

五 漁業法第二十四條第二項の規定に基く定置漁業権

を目的とする抵当権設定認可申請手数料 二百円

六 漁業法第二十六條第一項(第二十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定に基く漁業権移転認可申請手数料 二百円

七 漁業法第三十六條第一項(同條第五項において準用する場合を含む。)の規定に基く休業中の漁業許可申請手数料 七百円

八 漁業登録令(昭和二十六年政令第二百九十二号)

第十條の規定に基く免許漁業原簿(漁場図を除く。) 百円

謄本交付手数料及び抄本交付手数料

用紙一枚につき

九 漁業登録令第十條の規定に基く漁場図謄本交付手数料及び抄本交付手数料 百円

用紙一枚につき

十 漁業登録令第十條の規定に基く免許漁業原簿又はその附属書類閲覧手数料 百五十円

十一 五トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業法第六十五條第一項、第六十六條第一項及び第六

十六條の二第一項の規定に基く漁業許可申請手数料 七百円

十二 五トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業法第六十五條第一項、第六十六條第一項及び第六十六條の二第一項の規定に基く漁業許可変更許可申請手数料 三百五十円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県狩猟関係手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年二月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第十号

鳥取県狩猟関係手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県狩猟関係手数料徴収規則(昭和二十六年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「百円」を「二百円」に、

同條第二号及び第三号中「百円」を「百五十円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年一月一日から適用する。

鳥取県改良普及員資格試験審査委員規程をここに公布する。

昭和二十八年二月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第十一号

鳥取県改良普及員資格試験審査委員規程

(この規則の目的)

第一條 この規則は、鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する條例(昭和二十七年十二月鳥取県條例第五十九号)第十一條の規定による鳥取県改良普及員資格試験審査委員(以下「審査委員」という。)に

関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第二條 審査委員は、六人をもつて組織する。

(委員長)

第三條 審査委員に委員長を置き、知事が任命又は委嘱する。

(職務)

第四條 委員長は、審査委員に属する事務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した審査委員が、その職務を代理する。

3 審査委員は委員長の指揮を受け、審査事務を分掌する。(審査委員の任期)

第五條 審査委員の任期は一年とし再任することができる。但し、欠員を生じた場合の補欠審査委員の任期は、前任者の殘任期間とする。

(会議)

第六條 審査委員の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 審査委員の会議は審査委員の二分の一以上の出席がなければ開くことができない。
 - 3 審査委員の議事は出席委員の過半数によつて決し、可否同数のときは委員長が決するところによる。
- 附 則
- この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、米川土地改良区の定款変更について、昭和二十八年一月二十八日認可した。

昭和二十八年二月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八條第一項の規定により、富桑土地改良区から新たな土地

改良事業を行うための認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて同法第四十八條第五項において準用する第八條第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第三十九條において準用する第十六條の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十八年二月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和二十八年二月四日から同年二月二十三日まで

三 縦覧の場所

鳥取市役所

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第三十九号

自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）第三十條の規定により、昭和二十六年七月一日をもつて買収した土地につき、買収令書の交付をすることができないものを、同法第三十四條において準用する同法第九條第一項但書の規定により、次のように公告する。

昭和二十八年二月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

買収令書交付不能一覧表

買収令書 番号	所有者氏 名又は名 稱	住 所	農 地 の 所 在	地 番	地 目 （現況）	面 積	対 価	報 償 金	買 収 期 日	現金払
鳥取自治 士ね2303	茂上 信一 外一名	八頭郡佐治村大字津野	八頭郡佐治村大字津野 字赤ハダ	488第5 原山	反	1.421	千円 217.50	昭和26年 7月1日	千円 218	
2304	茂上 幸治	〃	〃	401ノ1 山山	反	1.813	460.80	〃	461	
2310	中谷 鹿藏	〃	〃	大字高山 古休ミ	反	1.025	810	950.00	〃	
				字ソクダ 字クダ	反	1.028	100	76.80	〃	
				字青尾	反	1.043	1,415	521.60	〃	
				計		2,325	1,558.40		1,558	
鳥取自治 士ね2301	谷口 壽	〃	津野 177 上ダソ道	大字津野字 山畑	反	472	311	160.92	〃	161
2302	上田 富子	〃	大字高山 405	〃	反	492	321	372.96	〃	373

鳥取県告示第四十号

積雪寒冷單作地帯農業振興施設補助金交付規程（昭和二十七年二月鳥取県告示第三十九号）の一部を次のように改正する。

昭和二十八年二月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

別表中区割整理の補助率「三割」の次に次の但書を加える。

但し昭和二十五年以前から継続して行つてゐる事業については四割以内とすることが出来る。

鳥取県告示第四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八條第九項の規定により、次のように土地改良区より理事の

氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十八年二月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

北條砂丘土地改良区

中江 豊	東伯郡下北條村大字下神
中本 豊一	"
浜本 輝邦	大字弓原
松本律太郎	大字田井
磯江 宗義	大字北尾
斉尾 昌夫	大字松神
山本 涼三	中北條村大字国坂
池田 律	大字江北
田川 武利	"
引田 鉄一	"

2307 西尾政次郎	"	加瀬木1.318	"	大字高山字古木	1,020	"	400	645.12	"	645
2309 長谷幸太郎	"	1.298	"	セノ谷頭	1,092	"	1,100	517.44	"	517
計					7,901		3,933.24			3,933

由良町椽池土地改良区

磯江 豊	"	大字国坂
石水 義知	"	"
斉尾 義夫	"	"
谷口 孝市	"	大誠村大字瀬戸
中村 喜一	"	大字東園
永田 市松	"	"
龜山 清重	"	大字西園
吉村 隆義	"	由良町大字由良宿
河本 貞勝	"	"
竹歳 専壽	"	"
由良町椽池土地改良区	東伯郡由良町大字大谷	
河本 辰三	"	
森本 作市	"	
池口 富美	"	
杉川 斉治	"	
山脇 米藏	"	
塚本 角平	"	
中西 関藏	"	

鳥取県告示第四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七條第一項の規定により、別表のとおり土地改良区設立の認可申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき、詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて同法第八條第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十六條の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十八年二月三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 縦覧に供すべき書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧の期間

昭和二十八年二月四日から同年二月二十三日まで

三 縦覧の場所

福山 実治

別表のとおり
 四 異議の申立
 利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

申 請 人
 住 所 一 氏 名
 土地改良区の名 縦覧の場 所

西伯郡彦名村	松下与喜平外 十八人	彦名村上粟島土地改良区	西伯郡彦名村役場
村大字日吉津	清水隣平外十 四人	日吉津村	日吉津村
坂本賢顯外十 四人	日吉津村海川	津村	

鳥取県告示第四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第七條第一項の規定により、米子市皆生安田百隆外十五人の者より、数人が共同して行う土地改良事業の施行について認可の申請があつ

たので、当該土地改良事業計画及び規約につき、詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて、同法第九十五条第三項において準用する同法第八條第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第七十五条において準用する同令第十六條の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十八年二月三日
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
- (一) 土地改良事業計画書の与
- (二) 規約の写

二 縦覧の期間
 昭和二十八年二月四日から同年二月二十三日まで

三 縦覧の場所
 米子市役所

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事

に申し立てること。

鳥取県告示第四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七條第一項の規定により、東伯郡上中山村大字羽田井森田専蔵外十四人の者より、上中山村庄田土地改良区の設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて同法第八條第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十六條の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十七年二月三日
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
 - (一) 土地改良事業計画の写
 - (二) 定款の写
- 二 縦覧の期間
 昭和二十八年二月四日から同年二月二十三日まで

三 縦覧の場所
 東伯郡上中山村役場

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

人事委員会規則

給料の支給期日の特例に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和二十八年二月三日
 鳥取県人事委員会委員長 倉繁良逸

鳥取県人事委員会規則第二号

給料の支給期日の特例に関する規則を廃止する規則

給料の支給期日の特例に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第七号）は廃止する。

附 則

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三号

昭和二十八年年度県立高等学校入学選抜要綱を次のとおり定める。

昭和二十八年二月三日

鳥取県教育委員会

昭和二十八年年度県立高等学校入学選抜要綱

昭和二十八年年度県立高等学校の全日制課程及び定時制課程の第一学年生徒並びに別科生徒の入学選抜要綱は次のとおりである。

- 一 各高等学校の募集生徒数
- 各高等学校の募集生徒数は別に定める。
- 二 入学出願資格

 - 一 中学校第三学年に在学し昭和二十八年三月卒業見込の者
 - 二 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者

三 監督庁の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者

三 出願手続

1 志願者は県立高等学校通学区制に従わなければならない。

通学区は志願者が生活を共にする保護者の居住地をもつて決定し、志願者の単独寄留等は認めない。但し、特別の事情がある者については実情調査の上決定する。

2 志願者は入学志願書を出身校を経由して出願期日内に第一志望校の校長へ提出すると共に入学選抜手数料を所属の県出納員へ納付しなければならない。但し二月二十八日付消印のある郵送の出願書類は有効とする。

イ 入学志願書(用紙は県教育委員会所定のもの)

ロ 入学選抜手数料(金額については別に公示する)

3 前号の場合高等学校長は受検証を県出納員は領收書をそれぞれ志願者に対して交付しなければならない

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四号

昭和二十八年年度県立高等学校入学選抜要綱を次のとおり定める。

昭和二十八年二月三日

鳥取県教育委員会

昭和二十八年年度県立高等学校入学選抜要綱

昭和二十八年年度県立高等学校の全日制課程及び定時制課程の第一学年生徒並びに別科生徒の入学選抜要綱は次のとおりである。

- 一 各高等学校の募集生徒数
- 各高等学校の募集生徒数は別に定める。
- 二 入学出願資格

 - 一 中学校第三学年に在学し昭和二十八年三月卒業見込の者
 - 二 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者

五

- 4 入学選抜手数料徴収に関する現金領收等の取扱については県会計規則の定める所による。
- 5 出身学校長は出願期日内に第一志望校の校長へ報告書(用紙は県教育委員会所定のもの)を提出しなければならない。
- 四 出願期日及び受付場所

出願期日昭和二十八年二月二十一日から二月二十八日まで(日曜を除き毎日午前九時から午後五時まで)

受付場所 各第一志望校

五 入学選抜方法

- 一 出身学校長よりの報告書と学力検査成績とを総合勘案して選抜を行う。
- 二 学力検査成績は別に定める学力検査管理委員会が実施する学力検査の成績とする。
- 三 身体検査は実施しない。但し、工業科、水産科の志願者に対しては色盲、色弱の検査を行うことができる。

六 入学許可者発表

期日 昭和二十八年三月十六日正午

場所 各高等学校

七 注意事項

- 一 入学志願書は各高等学校に準備してある。
- 二 報告書は県教育委員会の各支所に準備してある。
- 三 この要綱に関する質疑は最寄の高等学校において行うこと。
- 四 既納の入学選抜手数料は還付しない。

鳥取県教育委員会告示第四号

昭和二十八年年度県立高等学校入学選抜学力検査実施要綱を次のとおり定める。

昭和二十八年二月三日

鳥取県教育委員会

昭和二十八年年度県立高等学校入学選抜学力検査実施要綱

一 趣旨

昭和二十八年年度鳥取県立高等学校第一学年及び別科入学希望者選抜の資料とするために本検査を行う。

(学事課内)に昭和二十八年年度県立高等学校入学選抜学力検査管理委員会(以下「管理委員会」という)を置く。

二 出願手続
昭和二十八年年度県立高等学校入学希望者選抜要綱所定の出願手続をもつて学力検査の出願手続とする。
出願手続を完了した者に対しては第一志望校において受検証を交付する。

二 管理委員会は教育長を委員長とし県教育委員会事務局職員及び公立学校の校長教職員の中から任命された委員をもつて構成する。

三 検査科目

中学校の全必修科目である。国語(習字を除く。)社会(日本史を含む。)数学、理科、音楽、図画工作、保健体育、職業家庭の八科目とする。

三 管理委員会は左の業務を行う。

庶務 各会場及び委員との連絡検査問題の印刷配布、検査に要する経費の処理、その他いずれにも属さない事項

四 検査日時

昭和二十八年三月十二日午前九時三十分から(一日間)県下一斉に行う。

問題作成 検査問題及び模範答案の作成

会場 会場準備、受付、検査実施監督及び終未処理

五 検査会場

第一志望校

六 学力検査管理委員会

一 この検査を円滑に実施するために、県教育委員会

四 問題作成委員会で問題案を作成し問題案の中から

管理委員長が最終決定を行う。

五 学力検査の成績は原則として公表しない。但し中学校長の要求に応じて当該学校出身者の成績を内示することができる。

七 注意事項

学力検査当日は必ず受検証を携行し、受検中机上に置くこと。

正 誤

昭和二十七年十月十日鳥取県告示第四百七十七号中誤植があるので、次のとおり訂正する。

頁番号 誤 正
八 21 くぬぎ 杉、檜